

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク 及び (仮称) 相模川一之宮公園整備運営事業について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 17 日

寒川町長 木村 俊雄

1 件名

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク 及び (仮称) 相模川一之宮公園整備運営事業

2 業務の内容等

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク 及び (仮称) 相模川一之宮公園整備運営事業
募集要項及び公募設置等指針のとおり

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク及び
(仮称) 相模川一之宮公園整備運営事業における
募集要項及び公募設置等指針

令和7年10月

寒川町

令和7年（2025年）10月17日 公表

目 次

I	事業概要	3
1	事業名称	3
2	公共施設の管理者	3
3	本事業の目的	3
4	本事業の基本方針等	3
5	事業の内容	4
II	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1	敷地に関する各種法規制等	14
2	施設要件	16
III	事業者の募集及び選定に関する事項	17
1	募集及び選定の方法	17
2	審査及び選定事業者決定の手順	17
3	募集及び選定スケジュール（予定）	18
4	募集及び選定等の手続き	18
5	参加者の構成	21
6	参加者の備えるべき参加資格要件	22
7	提案審査書類の取扱い	27
8	応募に関する留意事項	27
IV	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	29
1	リスク分担の方法等	29
2	品質の確保	29
V	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	30
1	疑義対応	30
2	紛争処理機関	30
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	31
1	事業の継続に関する基本的考え方	31
2	継続が困難となった場合の措置	31
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	32
1	法制上及び税制上の措置	32
2	財政上及び金融上の支援	32
VIII	その他事業の実施に関し必要な事項	32
1	議会の議決	32
2	本事業において使用する言語、通貨単位等	32
3	参加に伴う費用負担	32
4	情報公開及び情報提供	32
5	問合せ先	32
VIII	参考資料	33

【用語定義】

本募集要項では次のように用語を定義するほか、本文中において明示する。

本町	寒川町のことをいう。
SSP	屋内外に整備する（仮称）寒川町ストリートスポーツパークのことをいう。
本事業	（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク及び（仮称）相模川一之宮公園整備運営事業のことをいう。
本施設	（仮称）相模川一之宮公園のことをいい、SSPや公募対象公園施設を含む。
公共施設の管理者	寒川町長
DB方式	設計・建設一括発注方式（Design：設計、Build：建設）
指定管理者制度	指定管理者（していかんりしや）制度とは、地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させができる制度。指定管理者はその指定を受けた団体のこと。地方自治法第244条の2 第3項～第11項に基づく。
公募設置管理制度 (P-PFI制度)	平成29年の都市公園法改正により創設された「公募設置管理制度」のこと。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備等を一体的に行う者を公募により選定する。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI制度）と呼称。
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：飲食店、売店等
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行う者に建設を行わせる、園路、広場等の公園施設であって、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI制度により選定された者が、地域における催しに関する情報を提供するための看板等地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものを設置することができる。

設置管理許可施設	都市公園法第5条第1項に規定する、公園管理者の許可を受け、公園管理者以外の者が設置及び管理する公園施設。
管理許可施設	都市公園法第5条第1項に規定する、公園管理者の許可を受け、公園管理者以外の者が管理する公園施設。
設置許可使用料	寒川町都市公園使用料のうち、公園施設を設ける場合の使用料。
管理許可使用料	寒川町都市公園使用料のうち、公園施設を管理する場合の使用料。
公募設置等指針	P-PFI制度の公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFI制度に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出了した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出了した者。
審査委員会	寒川町PFI等選定委員会をいう。
コンソーシアム、JV、グループ	本事業におけるコンソーシアムとは、本事業の基本協定を締結する企業の共同事業体である。本事業におけるJV（ジョイントベンチャー）及びグループとは、各個別契約（建設工事（設計・建設）請負契約書）や個別協定（指定管理協定書、公募設置管理制度に係る基本協定書）を締結する共同企業体をいう。なお、グループは、出資を伴わない企業の連合体をいう。
施設整備業務	設計業務と工事監理業務、施工業務から構成される。
維持管理 ・運営業務	供用開始準備業務、維持管理業務、運営業務及び自主事業から構成される。
選定事業者	公募型プロポーザル方式により、審査委員会で最優秀提案者に選定され、庁内の手続きにより決定されたものをいう。
事業予定者	本事業に係る基本協定を締結した選定事業者をいう。
事業者	本事業に係る事業契約を締結した事業予定者をいう。
施設整備事業者	事業者のうち、施設整備業務を行うものをいう。
運営事業者	事業者のうち、維持管理・運営業務を行い、指定管理者になるものをいう。
運営予定事業者	選定事業者のうち、維持管理・運営業務を行う予定の者をいう。
募集要項等	募集要項・公募設置等指針、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）、各契約書（案）等、適宜に公表される書類をいう。

I 事業概要

1 事業名称

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク及び (仮称) 相模川一之宮公園整備運営事業

2 公共施設の管理者

寒川町長

3 本事業の目的

少子高齢化や人口減少などの課題に直面している中、持続可能なまちづくりを進めるためには、人口減少期を見据え、地方創生に向けた取組が必要となる。寒川町（以下、「本町」という。）においては、関係人口の獲得に相関の高いスポーツ施設、とりわけ、町特有の強みであるストリートスポーツを活用することにより、若年層に選ばれ続けることによる関係人口の獲得を目指すこととなった。

オリンピックなど世界大会における日本人選手の活躍を契機とした全国的なストリートスポーツ人気の高まりや、世界トップレベルの選手の寒川町への移住、民間のストリートスポーツパーク開設状況を踏まえ、初心者から世界トップレベルの選手が安全で効果的な練習ができるとともに、世界大会の開催が可能なストリートスポーツパークの整備及び関連公園施設（以下、あわせて「本施設」という。）を整備することにより、寒川町独自の魅力を創出するため、民間活用を導入し効率的な整備・運営を行い、さらなる活性化の促進を図るものである。

本事業は、町が整備を計画している本施設について、SSPは設計・施工を一括で発注するDB方式によって行い、維持管理及び運営には指定管理者制度を導入、さらには、公募対象公園施設等は公募設置管理制度の各種最適な事業スキームを導入し、公募型プロポーザル方式により公募するものである。

よって、最も優れた提案を行った提案者を本施設の設計・施工の事業者及び維持管理・運営の事業者（指定管理者制度においては指定管理者の第1優先選定事業者、公募設置管理制度においては認定計画提出者）とするものである。

4 本事業の基本方針等

本事業の基本理念は、寒川町だけの魅力創出、ストリートスポーツの聖地化を目指し、関係人口を獲得することである。

若い人に寒川町を選び続けていただき、持続可能なまちづくりを進めていくために寒川町の強みであるストリートスポーツをONLY ONEとして尖らせていく。

全国的にストリートスポーツ施設は増加している中、寒川町には求心力のある選手たちが寒川町に移住している。この「世界で活躍する選手たち」が暮らし、日々練習を重ねる拠点・環境が存在し、その選手が呼び込む人のつながりこそが聖地化であり、簡単に模倣できるものではない取り組みこそが唯一の寒川町だけの強みである。

ストリートスポーツの特徴を生かし、若い人のニーズである買い物、食事、娯楽、趣味を中心に充実させていくとともに、若い人の価値観である自分らしさや自己実現に寄り添った展開をしていく。

ストリートスポーツを通じて人とのつながりをつくることで、人がひとを呼び、多くの若い人が寒川町の関係人口となることを想定している。

整備方針は以下のとおりである。

- ①整備対象の競技：スケートボードストリート、BMX フラットランド
- ②初級者から上級者が練習できる環境形成：初心者から上級者が安全に練習できるよう競技エリアを分けるなどの環境形成
- ③世界大会が開催可能な環境形成：十分な広さ、設備、安全性、バリアフリーに関する対応や駐車場等の確保、適切な交通運用計画
- ④ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の指定を見据えた環境形成：日本のトップアスリート育成の拠点となり、寒川町から世界へ向けた競技力向上の発信地
- ⑤誰もが親しみを感じることができる環境形成：地域住民との交流イベントや教室の開催、子どもから高齢者までが参加できるスポーツ体験プログラムの実施等
- ⑥ストリートスポーツパークに付随する都市公園としての環境形成：スポーツ売店、カフェ、レストラン等
- ⑦他のスポーツ競技との融和・共存しうる環境形成：施設を活用して他のスポーツ団体が大会等を開催できるような環境形成

5 事業の内容

(1) 施設概要

- ・事業対象用地：神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目地内
- ・公園予定区域：約 25,000 m²
 - ①南エリア 約 11,000 m²
 - ②東エリア 約 11,500 m²
 - ③北エリア 約 2,500 m²
- ・対象施設：詳細は施設要件に示す

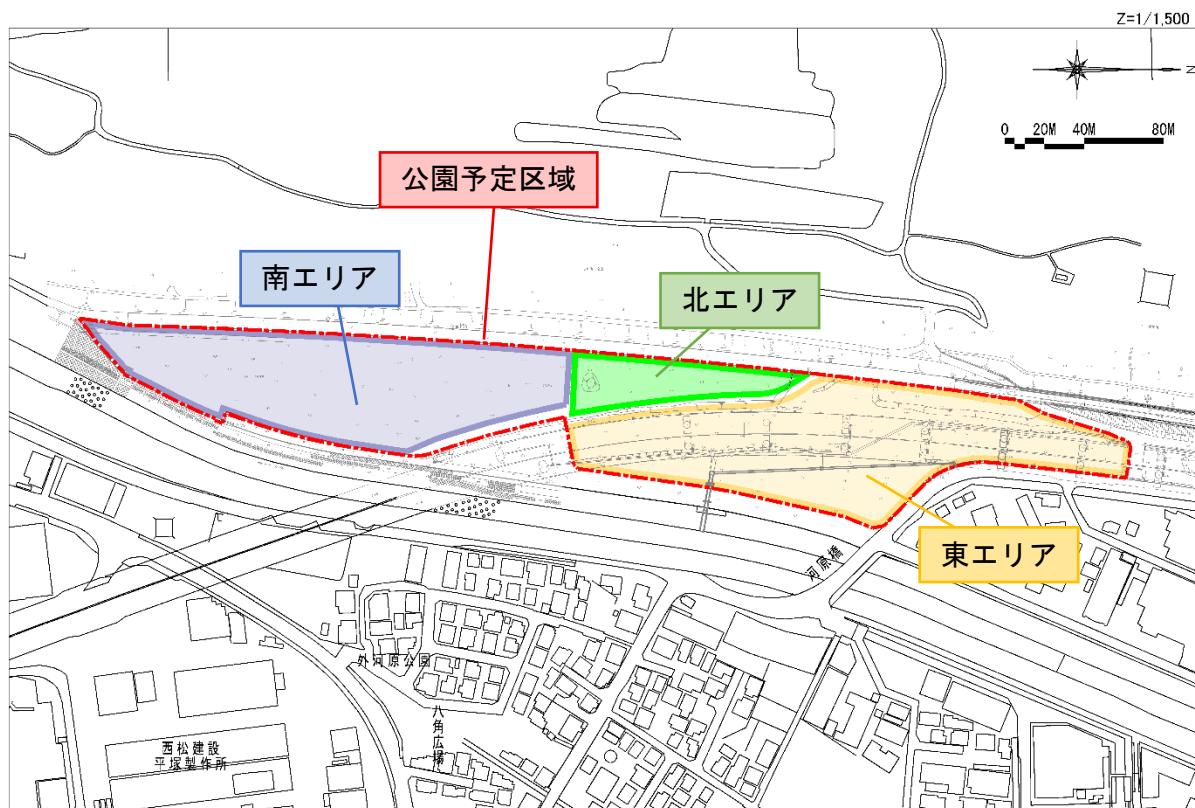


図1 エリア全体図

(2) 事業方式

本事業は、民間事業者の創意工夫や経営力を取り入れ、施設全体の世界観を統一しつつ、長期的な視点で地域振興に貢献することが望まれることから、高い知識と豊かな経験を必要とする。

本施設は、南エリアと東エリア、北エリアから構成される。

本事業における南エリア及び東エリアでは、施設整備は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用したDB方式により実施するものとし、建築後の維持管理・運営は、指定管理者制度を活用することにより、SSPを建築した後の維持管理・運営を見据えたよりよい設計・建設を期待するものである。本町は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達し、当該施設を所有する。

北エリアにおいては、都市公園法の公募設置管理制度（P-PFI制度）を活用し、民設民営施設（以下「公募対象公園施設」という。）を設置するとともに、その施設付近において公園施設（以下「特定公園施設」という。）及び利便増進施設の整備の提案を募集する。

本施設の整備は、施設整備業務を担当する企業又は事業者が設立するJVもしくはグループ（以下、「施設整備事業者」という。）が行う。施設整備業務期間は2年とする。

また、本施設の維持管理・運営は、維持管理・運営業務を担当する企業又は事業者が本施設の維持管理・運営業務のために設立するJVもしくはグループ（以下「運営事業者」といい、指定管理者制度を適用する場合には「指定管理者」となる。）が行うことが想定される。なお、維持管理・運営期間は20年とする。また、一部の業務を協力企業に委託することを認める。

さらに、公募設置管理制度を適用して公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設を整備・維持管理運営する企業又は事業者が設立するJVもしくはグループ（以下、「認定計画提出者」という。）が行う。また、本町へ譲渡された特定公園施設については、指定管理制度の対象となり指定管理者が維持管理を行う。

本町は、南・東・北各エリアにおける施設整備事業者、運営事業者、認定計画提出者は同一の事業者が設立するコンソーシアムを募集する。

(3) 事業イメージ

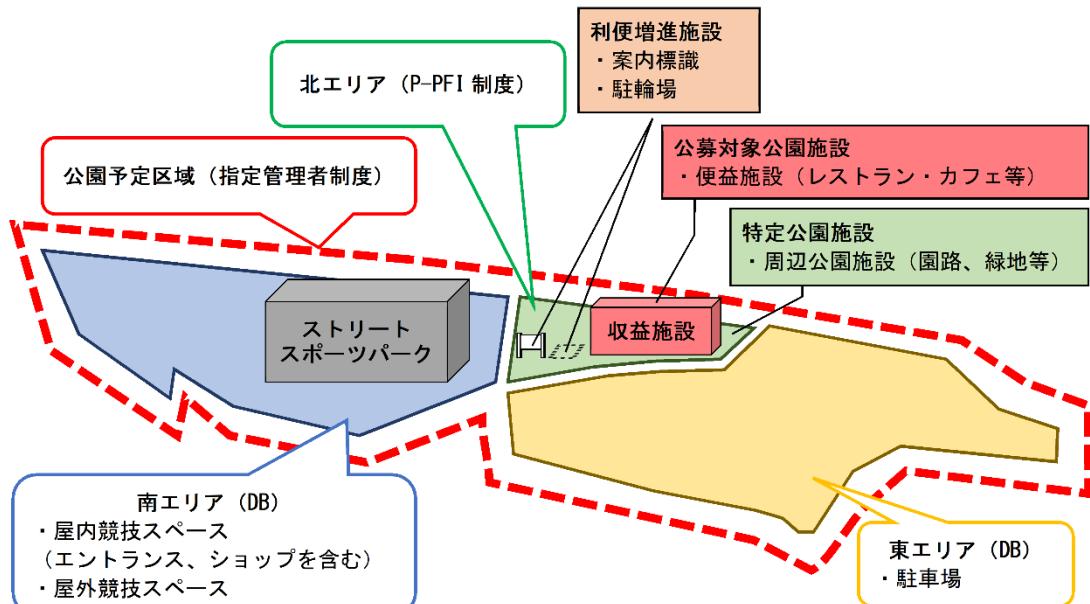


図2 事業イメージ図

(4) 契約形態と整備手法

本町は、本事業の南・東エリアについて施設整備業務及び維持管理・運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定を、本事業を実施する選定事業者と締結する。更に、基本協定に基づき、施設整備事業者と建設工事（設計・建設）請負契約を締結し、運営事業者と本事業に係る指定管理協定（基本協定、年度協定）、公募設置管理制度に係る基本協定を締結する。

本募集においては、維持管理運営を担う指定管理者の第1優先選定事業者を選定する。当該事業者が本町の公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例・同施行規則に基づき、提出書類（事業計画書を含む指定管理者指定申請書等）を提出し、議会の議決を経て指定管理協定を締結する。ただし、指定管理者選定においては、本事業の最優秀提案者を非公募により選定することを想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、本募集要項及び要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）、事業契約書類（案）（建設工事（設計・建設）請負契約書（案）、指定管理基本協定書（案）、指定管理年度協定書（案）、公募設置管理制度に係る基本協定書（案））をいう。以下同じ。）において示す。

本事業の北エリアについては、本公募設置等指針に基づき認定計画提出者が、公募設置管理制度に係る基本協定を締結した後に公募設置等計画を提出し、本町の設置管理許可を受ける。

表1 契約形態と整備手法

エリア	南エリア	東エリア	北エリア		
整備手法	DB+ 指定管理者制度	DB+ 指定管理者制度	公募設置管理制度		
			公募対象 公園施設	特定公園 施設	利便増進 施設
事業用地	約 11,000 m ²	約 11,500 m ²	約 2,500 m ²		
具体的な施設	<ul style="list-style-type: none"> 屋内競技スペース（エントランス、ショップを含む） 屋外競技スペース 駐車場、駐輪場 <p>※対象競技：スケートボードストリート及び BMX フラットランド</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> 便益施設（レストラン・カフェ等） 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺公園施設（園路、緑地等） 	<ul style="list-style-type: none"> 案内標識 駐輪場
施設所有者	町	民間	譲渡→町	民間	
公園使用料	公園使用料 ※屋内施設内のショップ	公園使用料	一	公園使用料	
施設整備事業者	DB 事業者	認定計画提出者			
維持管理事業者	指定管理者	認定計画提出者	指定管理者	認定計画提出者	
運営事業者	指定管理者	認定計画提出者	一	認定計画提出者	
利用料金制	導入	一	一	一	
施設整備原資	町（上限額超過分：DB 事業者）	利用者	利用者	利用者	
維持・運営原資	指定管理料、利用料金制度	利用者	指定管理料	利用者	
契約関係	基本協定書				
	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務等委託契約書及び工事請負契約書 指定管理協定書（指定管理基本協定及び指定管理年度協定） <p>※屋内競技施設内のショップは基本協定により指定管理者が管理許可を受けて管理運営</p>	P-PFI 制度実施協定	公募設置等計画（設置管理許可）	公園施設譲渡契約により寒川町へ譲渡	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて整備

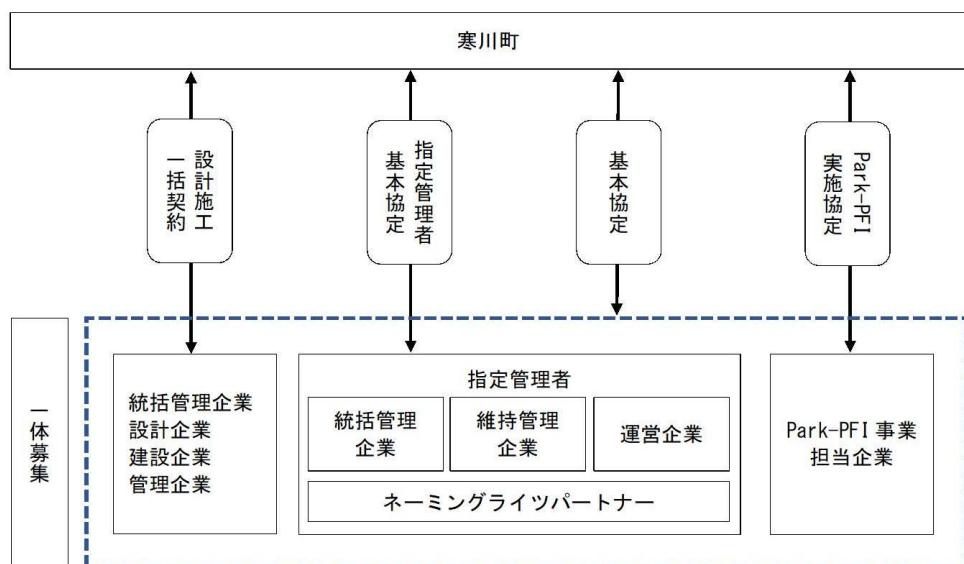


図3 契約形態イメージ

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から更新を含め令和29年3月31日までとする。

① 施設整備業務

事業期間：選定事業者との事業契約締結日から令和9年12月下旬

② 維持管理及び運営業務

指定管理期間は原則として5年とするが、事業者が指定管理者となる場合、事業期間とすることができる。

事業期間：令和10年1月上旬から令和28年12月31日

③ 公募設置管理

設置管理許可期間は20年以内とする。

公募設置管理期間：公募対象公園施設着工期間から認定公募設置等計画の有効期間終了日
契約日から令和28年12月31日

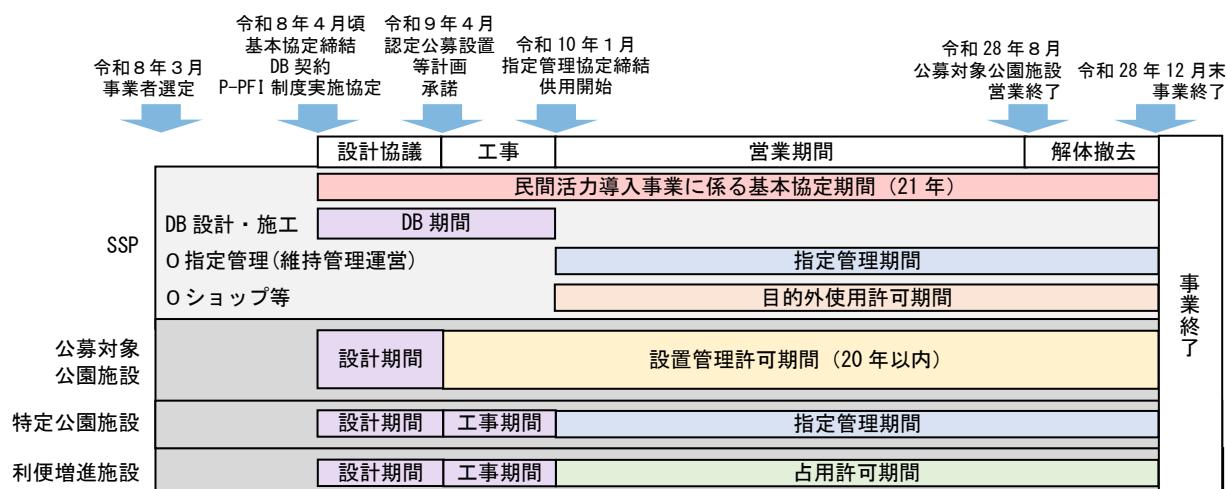


図4 事業期間イメージ

(6) 事業の範囲

① 事業者の主な業務

事業者が行う主な業務は、以下のとおりを想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書において示す。

表2 業務内容の概要

項目	大分類	中分類	小分類	業務内容
設計・施工	施設整備業務	各種調査等業務		設計業務に先立ち必要と考える調査
		設計業務		土木施設設計（用地造成を含む） 施設建築・設計関連施設設計
		各種申請業務		各種申請業務
		関係機関協議支援業務		各種法規制に関する協議支援
		工事監理業務		工事監理に関する業務
		施工業務		施工に関する業務 近隣対応・対策業務 備品等の調達・設置業務 その他関連業務
		供用開始準備業務		供用開始準備行為 機運醸成（パンフレット作成等）等
		維持管理業務	保守管理業務	巡視・点検、清掃等、保安警備、植栽管理 等
			建築物等管理業務	建築物・建築設備等保全管理、維持管理記録の作成、保管及び提出
			修繕・更新業務	修繕・更新 (1件100万円以上の大規模修繕を除く)
			備品等管理業務	備品等の管理
		運営業務	行為の許可等に関する業務	指定管理者としての行為の許可等の実施
			スポーツ施設等の運営業務	利用料金の徴収等 運営計画策定等 利用者対応（受付、案内、問合せ等） 会計等庶務業務等
				情報発信業務 (HPの作成・管理を含む)
				緊急時対応、利用者統計等
			自主事業	独立採算施設
				事業者の提案による施設
公募設置管理制度		公募対象公園施設	イベント等の立案・企画・運営 (オープニングセレモニーを含む) ショッピング等の立案・企画・運営	
			カフェ、レストラン等の便益施設整備及び維持管理運営業務	
		特定公園施設 (※整備後、町に譲渡)	周辺公園施設（園路、緑地等）整備及び維持管理業務	
		利便増進施設	案内標識、駐輪場等の整備及び維持管理運営業務	
		自主事業	事業者の提案による事業	

② 自主事業

事業者が独自に提案する施設を設置し活用することや自ら企画し有料のイベント等を実施することは可能である。可能な自主事業の事例は要求水準書に示す。

(7) 事業者の収入

本町は、施設整備に係るサービス対価を事業者に支払い、維持管理・運営事業者に維持管理・運営に係るサービス対価を寒川町契約規則（最終改正：令和7年9月10日規則第31号）に基づき支払う。具体的な支払方法、支払時期については、後日公表する事業契約書類（案）において示す。

① 施設整備に係るサービス対価

施設整備の初期投資（設計・工事監理・建設、開業準備にあたり調達する備品、什器類を含む）にかかるサービス対価とし、施設整備業務完了後に一括で支払う。なお、寒川町契約規則に基づき、契約金額の100分の40を超えない範囲の額を前金払及び契約金額の100分の20を超えない範囲の額を中間前金払として請求することができる。なお、前払いの項目が土木建築工事と委託で分かれているため、詳細は本町との協議により決定する。

② 維持管理・運営に係るサービス対価

維持管理・運営に係るサービス対価は、指定管理料として、別途「年度協定」に定めるものとする。維持管理・運営事業者は、別途「年度協定」に定める指定管理料の支払いに関する支払請求書を本町に送付するものとする。指定管理料は四半期ごとの分割払いとし、請求月は7月、10月、翌年の1月、4月とする。本町は請求があった日から30日以内に指定管理料を支払うものとする。

また、利用料金制度を採用し、運営事業者が利用料金を収受しながらストリートスポーツパーク等の運営を行うことを可能とする。なお、維持管理・運営業務にかかるサービス対価Cは、維持管理・運営等にかかる費用から、維持管理・運営事業の対象とする施設（有料施設）から得られる利用料金収入を控除した価格とすること。また、収益が見込み額を超過した場合は、その超過した一部について事業者から本町へ収益還元を適用することを想定している。これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、詳細については、要求水準書において示す。

③自主事業

事業者の自主事業により、収益をあげることを認める。ただし、一定の収益以上における本町への収益還元については、協議のうえ決定するものとする。

なお、第三者（事業者が選定して本町の承諾を得た第三者）が、独立採算事業を提案する際は、必要な許可申請を行うこと。詳細は要求水準書に示す。

表3 事業者の収入概要

業務名	サービス対価	原資	業務内容例	支払方法
施設整備業務	サービス対価A	寒川町	設計、工事監理、施工	完了後一括払い ※前金払、中間前金払の対象
	サービス対価B	寒川町	施設設備品（ストリートスポーツパークに関する備品、遊具、バックヤードの什器等）の調達・設置	完了後一括支払い
維持管理・運営業務（指定管理料）	サービス対価C	寒川町	開業開始準備、維持管理、運営、水光熱費（上水、下水、電気、インターネット通信等）、譲渡をうけた特定公園施設	別途年度協定を締結し四半期毎に支払い
	利用料金制	利用料金（利用者）	SSP、有料駐車場等の有料料金の運営業務	事業者から本町へ収益還元対象
自主事業			事業者の提案による	

(8) 施設整備業務に係る上限額

本事業のうち、施設整備業務に係る本町が支払う対価（消費税及び地方消費税を含む）の上限額は以下のとおりである。

表4 町が負担する施設整備業務に係る上限額

施設整備業務に係る上限額	1,467,206,000 円
--------------	-----------------

※ストリートスポーツパークに係る施設整備業務費は令和8年度から9年度までの2カ年度にかけて支払うことを予定しており、年度ごとの支払額は、本町と設計業務担当企業と施工業務担当企業と協議の上決定することとする。

※設計図書完成時点で事業上限額以内に設計を完了することとし、スライド条項適用は設計図書の完成後に本町と協議の上決定することとする。

※町が負担する上限額の超過分の費用を事業者が負担する場合、本町が想定する整備費を超える提案も可とする。その際、整備費の内訳に明示すること。

(9) 維持管理・運営業務に係る上限額

本事業のうち、指定管理者が行う維持管理・運営業務に係る本町が支払う対価（消費税及び地方消費税を含む）の上限額は以下のとおりである。

表5 町が負担する維持管理・運営業務に係る上限額

維持管理・運営業務に係る上限額	35,000,000 円／年
-----------------	----------------

(10) ストリートスポーツパークの利用料金の上限額

ストリートスポーツパークの利用料金の上限額を提示する。事業者は、その上限額内で利用料金を定めるものとする。また、事業者は条例改正を前提にその他有料施設や駐車場の利用料金を提案することができる。ただし、条例改正にあたっては町議会の議決を得る必要があるため、提案額を保証するものではない。

表6 利用料金の上限額

屋内競技スペースの利用料金の上限	1,000円／時間 以下
屋外競技スペースの利用料金の上限	1,000円／時間 以下
その他有料施設の利用料金の上限額	事業者の提案による
有料駐車場の利用料金の上限	事業者の提案による

(11) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の土地の使用料の最低額は以下のとおりである。年間使用料（税抜）及び対象面積を提案すること。

表7 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の下限	450円／m ² 年 以上
-----------------	--------------------------

(12) 特定公園施設の整備費用の負担

本町による特定公園施設整備の整備負担は想定していない。ただし、維持管理業務に関しては本町の指定管理者の業務に含まれる。

(13) 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりである。なお、設置した施設を占用料の対象とするかは、本町と協議の上決定すること。

表8 利便増進施設の占用料

利便増進施設の占用料	200円／m ² 年
------------	-----------------------

(14) 公園施設の管理許可による施設の使用料

ストリートスポーツパーク内に設置するショッピング等の便益施設の管理許可の使用料は、以下の計算式に基づき算出するものとする。ただし、建築物の整備内容確定まで算定できないことから、事業者が想定する管理許可の使用料を提案すること。整備内容確定後、本町が算定した使用料と見比べ、事業者が提案した使用料が下回る場合には、本町と協議の上、使用料を決定すること。なお、管理許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、事業者から最終的な計画内容を提出後、本町が精査確認を行う。

表9 公園施設の管理許可の使用料

管理許可の使用料 (1年につき)	(サービス対価 A のうち SSP の建築に係る金額／建築物の耐用年数) × (ショッピング面積／SSP 延べ床面積)
---------------------	--

(15) ネーミングライツに係る事項

令和7年4月改正の【参考資料－4 寒川町ネーミングライツ導入ガイドライン】に基づき、屋内外ストリートスポーツパークに関する施設については、ネーミングライツを導入することができる。事業者がネーミングライツ・パートナーとなることも可能であり、別途、提案団体を斡旋することも可能である。ただし、指定管理者の決定後に寒川町ネーミングライツ・パートナー審査委員会による採用の可否の審査が行われることに留意すること。

契約期間は、5年とし「愛称」については、本ガイドラインを参照すること。

(16) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令、基準等）及び本町の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。詳細は要求水準書に示す。

(17) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、本事業の要求水準書に示す良好な状態で本町もしくは別の指定管理者に引き継ぐこと。なお、自主事業のために整備した施設については撤去後に本町もしくは別の指定管理者に引き渡すこと。ただし、維持管理・運営期間終了後も継続して指定管理業務を実施する場合は、本町との協議によりこの限りではない。

(18) 募集要項等の修正

募集要項等公表後における民間事業者からの質疑内容を踏まえ、募集要項等の修正を行うことがある。なお、修正を行った場合には、速やかに、その内容を本町ホームページにおいて公表する。

II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

表 10 敷地条件概要

エリア	南エリア	東エリア	北エリア
事業用地	約 11,000 m ²	約 11,500 m ²	約 2,500 m ²
地域地区等	市街化区域（工業地域）※建築基準法第 48 条（ただし書許可）建築審査会に諮る		
土地の所有	国有地（県管理予定地）	国有地（県管理予定地）	国有地
区域・地域	都市計画緑地（第 5 号相模川一之宮緑地）・河川区域 都市公園を設置すべき区域（令和 7 年寒川町告示第 56 号）		
建ぺい率	○寒川町都市公園条例第 7 条の 2 各号 【公園予定区域全体に係る事項】：公園予定区域の 22% (想定している運動施設の建ぺい率の適用例) ①公園施設として設けられる建築物の通常建ぺい率 2 % ②運動施設の特例建ぺい率 +20% (ただし、公募対象公園施設と併せて上限 22%まで) 【公募対象公園施設に係る事項】：公園予定区域の 12% (想定している公募対象公園施設の建ぺい率の適用例) ①公園施設として設けられる建築物の通常建ぺい率(2 %) ②公募対象公園施設の特例建ぺい率 +10% (ただし、運動施設と併せて上限 22%まで)		
容積率	200%		
高さ制限	第 4 種高度地区 (31m) ※工業系建築物以外 12m		
防火地域	指定なし		
日影規制	制限なし		
斜線制限	道路斜線：適用距離 20m 勾配 1.5、隣地斜線：立上り 31m 勾配 2.5 北側斜線：制限なし		
緑化率	公園予定区域の 30%以上		
近接道路	町道認定道路（令和 8 年 10 月に認定予定）		
その他	埋蔵文化財なし 洪水ハザードマップ 河川敷+最大浸水深：0.5～3.0m 地震時：一部敷地を応急仮設住宅建設候補地 洪水時：相模川水系 相模川・中津川河川整備計画に位置付けられている水防拠点として活用する可能性がある		
その他の法規制等 ※1	道路法：高速道路の高架下占用（占用主体が橋脚の日常点検等の能力が必要） 河川法：河川区域内において工作物を設置、改築、除却しようとする場合は、河川法の許可が必要 建築基準法：観客席関連調整 消防法、バリアフリー法、建築物省エネ法、公安協議、寒川町開発指導要綱		

エリア	南エリア	東エリア	北エリア
地盤状況	ボーリングが近隣で3本実施あり【参考資料－2 地質調査結果（近隣）】 今後、公園予定区域内で5本実施予定		
インフラ 整備状況 ※2	①道路 ②上水 ③下水（汚水） ④電気 ⑤ガス ⑥通信設備	ア 令和8年度整備予定 W=9.0m ア 令和8年度整備予定 φ 50 ア 公共下水道 令和7年度整備予定 VU φ 200 i=2.5% L=226m ア 本事業での整備を想定 イ 詳細については、供給事業者への確認、調整が必要 ア 本事業での整備を想定 イ 詳細については、供給事業者への確認、調整が必要 ア 本事業での整備を想定 イ 詳細については、供給事業者への確認、調整が必要	

※1 条例・規則や法規制については、要求水準書にて提示

※2 道路と上水、下水（汚水）は、公共で整備予定

2 施設要件

本事業の概要は、以下のとおりとし、詳細については、施設整備業務及び維持管理・運営業務も含めて要求水準書において示す。

なお、南エリア、東エリアは利用料金制の対象エリアであり、具体的な利用料金は、要求水準書にて提示する。

表 11 対象施設の概要

導入施設等		概要
南エリア		
1	屋外競技スペース	スケートボードストリート
2	屋内競技スペース	スケートボードストリート、BMX フラットランド、客席
3	管理スペース	事務 (受付、庶務等) 事務室、トイレ、会議室・控え室・ミーティング室等のマルチ諸室機能
4		アメニティ スペース ロッカールーム、シャワーブース
5		エントランスス ペース 休憩、展示、イベントスペース
6	商業施設スペース	スポーツショップ等 (町が管理許可使用料を徴収することを想定)
7	駐車場 (有料可)	本町と協議の上必要な台数以上、車寄せスペース、身障者用駐車場、EV、ゲートや料金徴収システムなど
8	駐輪場	通常利用者、相模グリーンライン自転車道利用者向け
9	緑化施設等	ビャクシン類を除く
東エリア		
1	駐車場 (有料可)	本町と協議の上必要な台数以上、ゲートや料金徴収システムなど
2	緑化施設等	ビャクシン類を除く
北エリア		
1	公募対象公園施設	カフェ、レストラン等
2	特定公園施設	植栽、園路、休憩施設、管理用駐車場等
3	利便増進施設	看板等
その他		
1	資材配置スペース等	水防拠点の関連資材の配置を想定するスペース及びアクセス道路
2	雨水貯留浸透施設	寒川町開発指導要綱に基づく
3	防火水槽	寒川町開発指導要綱に基づく
4	自動販売機	事業者の提案による

III 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理・運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、関係人口獲得による持続可能なまちづくりに向けた施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

また、事業者の地域精通性、地元企業の活用や地元からの資材調達及び雇用など地域への貢献度についても評価の対象とする。

2 審査及び選定事業者決定の手順

審査及び選定事業者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、審査基準書において示す。

(1) 審査の手順

- ① 審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- ② 参加資格審査は、本事業を実施するために構成された企業または複数の企業（以下「参加者」という。）の参加資格について、本町が要求水準書に示す参加資格要件に基づき行う。
- ③ 提案審査は、参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、審査基準書に従い、本町が基礎審査を行う。
- ④ 基礎審査を通過した参加者からの提案内容について、寒川町PFI等選定委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 選定事業者の決定

本町は、審査委員会の審査結果を踏まえ、選定事業者を決定する。

3 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

表12 募集及び選定スケジュール

時期	内容
令和7年10月17日（金）	募集要項等の公表及び質疑の受付開始
令和7年10月29日（水）	事業説明会及び現地見学会の実施
令和7年11月7日（金）	募集要項等に関する質問の受付締切
令和7年11月14日（金）	募集要項等に関する回答の公表
令和7年11月28日（金）	参加表明書提出期限
令和7年12月8日（月）	参加資格者確認通知書発送
令和8年2月3日（火）	提案審査書類の受付締切
令和8年2月下旬	選定委員の提案書事前確認、質疑整理
令和8年3月6日（金）	選定委員へのプレゼンテーション・ヒアリング
令和8年3月中旬	最優秀提案者及び次点交渉権者の決定、審査結果の公表
令和8年3月下旬	基本協定締結、建設工事（設計・建設）請負契約書（案）の仮契約
令和8年4月上旬	事業契約締結（議会議決後） ※建設工事（設計・建設）請負契約書（案）、指定管理基本協定書（案）、指定管理年度協定書（案）、公募設置管理制度に係る基本協定書（案）の締結時期は異なる。
令和9年度中	指定管理者選定委員会にて指定管理者を選定 選定後、協定書締結（議会議決後）

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。

（1）募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。なお、質問は本事業への参加を想定している事業者に限る。

- ① 受付期間：令和7年10月17日（金）から11月7日（金）まで
- ② 提出方法：募集要項等に関する質問・意見を募集要項等に関する質問書（様式1）に記入の上、メールに添付して提出すること。なお、受付期間外の質問については回答しない。
- ③ 提出先：「VIII 5 問合せ先」までメールにて申込むこと。なお、メール送信後は受信確認を必ず行うこと。
※件名は『寒川町SSP質問書』とし、事業者名、役職、氏名を記載すること。

(2) 募集要項等に関する質問の回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年11月14日（金）までに、本町のホームページに掲載し、随時公表する。なお、質問内容や量によっては日付を変更する可能性がある。

また、本町は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問い合わせを行うことがある。

(3) 事業説明会・現地見学会の開催

事業説明会・現地見学会を次のとおり開催する。

① 開催日時：事業説明会：令和7年10月29日（水）13時から

現地見学会：同日 14時30分から

② 受付日時：令和7年10月17日（金）から令和7年10月24日（金）

③ 場所 : 事業説明会：本町会議室（ただし人数の都合で会場を変更する場合がある。）

現地見学会：整備予定地及びその周辺

※駐車場は1参加者2台までとするが、できる限り乗り合わせにて来場すること。

④ 参加人数：1参加者6名までとする。

⑤ 提出先：「VIII 5 問合せ先」までメールにて申込むこと。なお、メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

※件名『現地説明会参加申込』とし、事業者名、役職、氏名を記載すること。

⑥ その他の留意事項：募集要項等は配布しないので各自用意すること。写真の可能箇所、その他
の事項については、当日の説明者の指示に従うこと。

(4) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業への参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、参加者に通知する。

(5) 提案審査書類の受付・ヒアリング審査

資格審査通過者に対し、提案審査書類、公募設置等計画等の提出を求め、基礎審査、ヒアリング審査を行う。

(6) 選定事業者の決定・公表

審査結果及び選定事業者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。

(7) 基本協定の締結

本町と選定事業者は、募集要項等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、選定事業者を事業予定者とする。

(8) 事業契約の締結

本町と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議調整し、個別の契約としての建設工事（設計・建設）請負契約書、指定管理基本協定書、指定管理年度協定書、公募設置管理制度に係る基本協定書（以下、事業契約という。）を締結する。事業契約書類（案）は後日提示する。ただし、議会の議決を要する契約は、議決後とする。

(9) 指定管理者の選定及び指定

指定管理者選定委員会による審査後、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

(10) 設置管理許可

選定事業者（公募設置管理制度における認定計画提出者）は、工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要がある。

(11) 特定公園施設整備・譲渡契約

認定計画提出者は、寒川町と「（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク及び（仮称）相模川一之宮公園整備運営事業における特定公園施設譲渡契約」を締結する。特定公園施設譲渡契約の案は後日提示する。

(12) 行政財産の使用許可

寒川町公有財産規則（平成13年9月27日規則第22号）に基づき、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可する。

(13) 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用料に関しては、寒川町行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成13年9月27日条例第18号）によるもとする。

5 参加者の構成

(1) 参加者の構成と定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成企業）で構成されるコンソーシアム等とする。

表13 構成企業の定義

代表企業	応募グループのうち参加手続きを行う企業をいう。
構成企業	応募グループを構成する企業をいう。
設計企業	構成企業のうち設計業務を行う企業をいう。
建設企業	構成企業のうち建設企業を行う企業をいう。
工事監理企業	構成企業のうち工事監理企業を行う企業をいう。
維持管理・運営企業	構成企業のうち維持管理・運営企業を行う企業をいう。
協力企業	構成企業に協力する企業で本事業の一部を請負う者もしくは構成企業の下請けを行う企業をいう。

(2) 構成企業の明示及び構成企業の関心表明書の提出

参加者は、参加資格審査書類の提出時に、本町と直接契約する構成企業を明示するものとする。また、構成企業の関心表明書を提出すること。

(3) 代表企業の選定

応募者を構成する企業は、構成企業の中から代表企業を1者定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

(4) 業務負担

各業務を担う者は、構成企業又は協力企業であることとし、応募者は、構成企業及び協力企業が各業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、各業務を複数の構成企業又は協力企業で分担することを妨げないが、業務範囲や責任の範囲を明確にすること。

(5) 地元企業の参加

- ① 構成企業には、寒川町内に本店を有する法人を1者以上含むこと。
- ② 構成企業及び協力企業には、上記のほか寒川町内に本店を有する法人を含むよう努めること。
- ③ 物品の調達や人材の雇用にあたっては、寒川町内から調達、雇用するなど、地元経済への効果に配慮しながら、本事業を実施すること。

(6) 複数業務の実施

参加者の構成企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(7) 複数応募の禁止

施設整備業務、維持管理・運営業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の参加者の構成企業になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の参加者の構成企業になることはできない。ただし、協力企業においては、他のグループの協力企業となることが可能である。

また、本町が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった参加者の構成企業が、事業者の業務等の一部を受託することは可能とする。

(8) 業務の一部再委託

構成企業及び協力企業は、事業者から請け負った業務の一部について、あらかじめ町から承認を受けた上で第三者に委託し、又は下請人を使用することができる。その場合、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに町に報告するものとする。

(9) 参加者の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、本町がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

6 参加者の備えるべき参加資格要件

代表企業は、令和6年度以降の寒川町入札参加資格登録をされている者とし、参加者の構成企業は、以下の（1）及び（2）で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならず（もしくは満たす見込みを有していなければならず）、当該要件を満たしていない参加者の応募は認めないものとする。なお、参加資格要件を満たす見込みを有している場合は、提案審査書類の受付締切日までに寒川町入札参加資格登録を証明する書類を提出すること。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、審査委員会の委員に、本事業の選定に関連して接触を試みた者については、事業への一切の参加資格を失うものとする。

(1) 施設整備業務を行う者の共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 寒川町契約規則（昭和50年8月7日規則第5号）第5条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 公告日から選定事業者決定までの間に、寒川町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人であること。

- ⑥ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・中央コンサルタンツ株式会社
- ⑦ 審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑧ 寒川町暴力団排除条例（平成23年10月21日条例第11号）に基づく者でないこと。
- ⑨ 工事費等内訳書（金額を積算したもの。）を提出できる者であること。

（2）施設整備業務を行う者の個別の参加資格要件

参加者の構成企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

① 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。ただし、設計業務を実施する者が複数の場合には、全ての者がアの要件を満たし、イ及びウ、エについては、少なくとも1者が満たしていればよい。

ア 令和7・8年度の寒川町の入札参加資格登録されている者のうち、業務区分（コンサルタント）、認定種目（建設設計）の登録認定を受けている（もしくは満たす見込みを有している）こと。なお、満たす見込みを有している場合は、提案審査書類の受付締切日までに業務区分（コンサルタント）、認定種目（建設設計）の登録認定を証明する書類を提出すること。（登録は「かながわ電子入札共同システム」の資格申請システムによる）

イ 造成設計を行う者は、都市計画法第31条に基づく資格を有すること。平成27年4月以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において以下に記載する「同種業務」において、1件以上の実績を有すること。

同種業務：都市公園又は都市公園に類似した施設の設計業務

ウ 建築設計を行う者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

エ 平成17年4月1日以降に完了したもので、延床面積2,000m²以上の新築工事又は改築工事に伴う実施設計の元請実績を有していること。共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有していること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、工事監理業務を実施する者が複数の場合には、全ての者がア及びイの要件を満たし、ウについて、少なくとも1者が満たしていればよい。

ア 工事監理業務（建築）を行うものは、建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 令和7・8年度の寒川町の入札参加資格登録されている者のうち、業務区分（コンサルタント）、認定種目（建設設計）の登録認定を受けていること。（登録は「かながわ電子入札共同システム」の資格申請システムによる）

ウ 平成17年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、元請として（共同企業体による実績の場合は、代表者としての履行実績に限る。）、新築工事又は改築工事に伴う基本設計又は実施設計の実績（成果品の引渡しが完了した実績に限る）を有していること。

③ 施工業務を行う者

施工業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。ただし、施工業務を実施する者が複数の場合には、全ての者がア及びイの要件を満たし、ウ及びエについては、少なくとも1者が満たしていればよい。

なお、施工業務を行う者は、構成企業とすること。ただし、施工業務を行う者が複数の場合には、少なくとも1者が構成企業であればよく、その他建設業者は下請け契約をすること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木工事業又は建築工事業につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 令和7年・8年度の入札参加資格登録されている者のうち、業務区分（工事）、認定種目（建築一式）の登録認定を受けていること。（登録は「かながわ電子入札共同システム」の資格申請システムによる）

ウ 平成27年4月以降に、都市公園又は都市公園に類似した施設の建設実績を有していること。

エ 平成17年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、元請として（共同企業体による実績の場合は、代表者としての履行実績に限る。）、新築工事又は改築工事に伴う施工業務の実績（成果品の引渡しが完了した実績に限る）を有していること。

（3）維持管理・運営業務を行う者

① 参加の資格

維持管理・運営業務を実施する者は、指定管理者となることから、寒川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例により、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。（法人格は必ずしも必要ないが、個人での応募はできない。）

② 参加者の制限

以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ア 寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年9月27日条例第18号）条例第4条第1項の規定に該当しない団体であること。

※ 寒川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（抜粋）

第4条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1) 公の施設の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用を確保することができる法人等であること。

(2) 事業計画書の内容が、当該管理を行う公の施設の設置の目的を最大限に發揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであると認められる法人等であること。

(3) 事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる資産、規模等を備えていると認められる法人等であること。

(4) 町長、副町長、法第180条の5の規定により町に設置する委員会の委員若しくは委員又は議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっている法人（町が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上出資している法人（以下「出資法人」という。）を除く。）でないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしている法人等であること。

イ 寒川町税（同町税が課税されていない団体で町外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない団体であること。

ウ 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続をしていない団体であること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない団体であること。また、寒川町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に該当しない団体であること。

オ 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

※ 主体となって指定管理業務を行う予定のない持株会社、組合等が申請しようとする場合には、主体となって指定管理業務を行う予定の子会社や組合契約の当事者等を代表団体としてグループを構成すること。

③ 複数団体での共同参加

複数の団体でのグループで参加する場合には、次の点に留意すること。

ア グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。

イ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で申請することはできない。

④ 維持管理・運営業務を行う者の実績及び資格

維持管理・運営業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。ただし、維持管理・運営業務を実施する者が複数の場合には、少なくとも1者が満たしていればよい。

- ア 維持管理業務を行う者は、応募する団体もしくはこれを委託する協力企業において、平成27年4月以降に、都市公園又は都市公園に類似した施設の維持管理業務の実績を有すること。また、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有していること。
- イ 運営業務を行う者は、平成21年4月1日以降、屋内スポーツ施設に係る2年以上の業務の実績を有していること。また、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有していること。
- ウ 高架下の占用点検を行う者は、応募する団体もしくはこれを委託する協力企業において、2級土木施工管理技士の資格若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

(4) 参加資格要件の喪失

参加者の構成企業が、参加資格確認基準日から選定事業者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失

- ア 参加資格を喪失しなかった構成企業のみで本募集要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願を本町に提出し、提案審査書類の受付締切日までに本町が変更を認めた場合
- イ 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、構成企業等変更承諾願を本町に提出し、提案審査書類の受付締切日までに本町が変更を認めた場合

② 提案審査書類の受付締切日から選定事業者決定日までに参加資格を喪失

- ア 参加資格を喪失しなかった構成企業のみで本募集要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願を本町に提出し、選定事業者決定日までに本町が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）
- イ 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、構成企業等変更承諾願を本町に提出し、選定事業者決定日までに本町が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）

また、入札説明書の公表から選定事業者決定までの間に、参加者の構成企業に次の行為があつたときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- 本町の建設工事等入札参加資格停止情報による指名停止を受けること。
- 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるこ。
- 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 基本協定締結及び仮契約までに参加資格を喪失

選定事業者決定日から基本協定の締結日までの間に、構成企業が参加資格要件を欠くこととなつた場合は原則として失格とする。この場合は、本町は一切責任及び第三者への債務を負わないものとする。ただし、本町がやむを得ないと認めた場合は、参加資格要件を満たす範囲で代表企業を除く構成企業の減少・追加は認めるものとする。その場合は、本町へ書面（任意様式）により構成企業の変更を申し出ること。

7 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかつた参加者の提案については、本町による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

8 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 提出書類の差替えの禁止

応募者は、提出期限以降における提案者の差替え及び再提出をすることができない。ただし、誤字等の軽微な修正はこの限りではない。

(3) 費用の負担

応募者の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 町の提供する資料の取扱い

応募者は、町が提供する資料を本事業の募集に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の返却

応募者から提出を受けた提案書は返却しない。

(7) 提出書類の取扱い

本事業において公表及びその他町が必要と認める時には、町は、本事業を実施する者（以下「選定事業者」という。）の確認を得た上で、選定事業者の提出書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の客観的評価の講評以外に使用しない。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、本町と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、本町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本町がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的な内容について、詳細については各契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本町又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、本町及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、詳細については各契約書において定めるものとする。

2 品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

本町は、事業者が実施する施設整備、維持管理・運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、各契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

本町は、モニタリングの結果、事業者が実施する施設整備、維持管理・運営の水準が本町の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価（施設整備費及び維持管理・運営費）の減額等の措置を行う。

(5) モニタリング費用の負担

町が実施するモニタリングに係る費用は、町の負担とする。その他のモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

町が募集及び選定の手続きにおいて配布した一切の資料、さらに当該資料に係る質問・回答及び応募者が提出した提案書、並びに町と応募者の間で締結された協定書等の解釈について疑義が生じた場合は、町と応募者は、本事業の円滑な継続を前提として、誠意をもって協議のうえ、解決を図る。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業者においては、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、各契約書で定める事由ごとに、本町及び事業者等の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の提供するサービスが各契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他各契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本町は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、本町は、事業の契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他各契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本町は、事業の契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、本町は、各契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 本町の責めに帰すべき事由の場合

- ① 本町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、本町と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、本町及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、本町及び事業者は、生じる損害について賠償を求めるものとするが、具体的な内容については、各契約書において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、各契約書に定める。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

(1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、本町は、これを無償で使用させる。ただし、公募設置管理制度を適用する都市公園においては適用除外とする。

(2) 本町は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。

(2) 本町は、本募集要項等に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

VIII その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

契約に関する議案を令和8年寒川町議会（3月または4月）に提出することを想定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

3 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本町ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場 所	寒川町町民部スポーツ課スポーツ推進担当
担当者	担当：山仲・木内
住 所	〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165
電 話	総合案内 0467-74-1111 担当直通 内線 741
F A X	0467-74-2833
E-mail	sports@town.samukawa.kanagawa.jp
本町ホームページアドレス	https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/index.html

VIII 参考資料

- 参考資料－1 (仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想
(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画
- 参考資料－2 地質調査結果（近隣）
- 参考資料－3 インフラ関連現況図
- 参考資料－4 寒川町ネーミングライツ導入ガイドライン
- 参考資料－5 高架下占用点検要領
- 参考資料－6 各種基準性能及び目標値

別紙

リスク分担表（案）

○：リスク負担者、△：一部リスク負担者

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			公共	民間
共通	公募資料リスク	公募資料の誤り又は変更によるもの	○	
	内容変更リスク	要求水準の変更によるもの	○	
	法令等の変更リスク	本事業にのみ影響を及ぼす法令等(税制含む。)の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令等(法人税等収益関連税等)の新設・変更によるもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
	資金調達リスク	事業者が行う必要な資金の確保に関するもの		○
	許認可遅延リスク	本町が取得すべき許認可の遅延	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	物価変動リスク	設計及び建設に関する業務に支払われる対価の物価変動	協議	
		維持管理業務及び運営業務に支払われる対価の物価変動	協議	
本事業の中止・延期に関するリスク	本事業の中止・延期に関するリスク	本町の責めに帰すべき事由によるもの(本町の債務不履行、議会の不承認によるもの等)	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの(民間事業者の事業放棄、破たんによるもの等)		○
不可抗力リスク ^{※1}	不可抗力リスク ^{※1}	自然災害等(地震・台風等)による業務の変更、中止、延期、臨時休業	協議	
		自然災害等に起因する施設・機器等の損傷・損失等によるもの	○	
		自然災害等によって本施設内で発生した人的被害、物的被害	協議	
環境問題リスク	環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、水質汚染、臭気、有害物質の排出等)に関する対応		○
		本町に責めに帰すべき事由による個人情報の漏えいによる賠償費用	○	
情報の安全管理	情報の安全管理	構成企業の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えい		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			公共	民間
共通	近隣対応リスク	本事業実施に関するもの	○	
		事業者が行う業務に起因するもの		○
	契約締結リスク	本町の帰責事由による契約締結の遅延に関するもの	○	
		事業者の帰責事由による契約締結の遅延に関するもの		○
設計段階	用地リスク	本町が事前に把握し、事業者に情報公開しているものに関するもの		○
		上記以外に予見できないもの	○	
	設計変更リスク	本町の指示や提示条件の不備又は変更によるもの	○	
		事業者の判断による設計変更や提案内容の不備によるもの		○
建設段階	建設着工遅延リスク	本町の指示や提示条件の不備又は変更による建設工事着工の遅延に関するもの	○	
		事業者の責に帰すべき設計変更等による建設工事着工の遅延に関するもの		○
	工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む。）によるもの		○
	工事遅延リスク	本町の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	工事費増大リスク	本町の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設の損傷リスク	完工前の工事目的物や材料の損傷及び関連工事に関する損害		○
	第三者賠償リスク	本町の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害		○
維持管理・運営段階	性能リスク	要求仕様不適合によるもの		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	瑕疵担保リスク	施設、備品等に関する瑕疵担保責任		○
	維持管理費上昇リスク	本町の責めに帰すべき事由による維持管理費の増大	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による維持管理費の増大		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			公共	民間
維持管理・運営段階	施設の損傷リスク	本町の責めに帰すべき事由による施設等の劣化及び事故、災害等による施設等の損傷	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による施設等の劣化及び事故、災害等による施設等の損傷		○
		事業者の過失等による施設損傷		○
		利用者の過失等による施設損傷	協議	
	第三者賠償リスク	本町の責めに帰すべき事由による維持管理における騒音、悪臭、光害、交通渋滞その他の理由による第三者への損害	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による維持管理における騒音、悪臭、光害、交通事故その他の理由による第三者への損害		○
		事業者の責めに帰すべき事由による運営における利用者の誘導ミス等その他の理由による第三者への損害		○
	備品の紛失・損傷リスク	本町の業務範囲についての備品の紛失・損傷	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による設備等の損傷・損失		○
		第三者（利用者）に起因する備品・物品の紛失・損傷	協議	
		事業者の業務範囲についての備品の紛失・損傷		○
	環境影響リスク	自然環境への対応不足による環境性能保持の低下	協議	
	交通影響リスク※2	イベント等の交通対策への対応不足に起因する周辺道路の交通渋滞	△	○
	不可抗力リスク (指定管理対象施設)	新型インフルエンザ等の感染症による指定管理業務及び指定管理に関する収支等への影響に係る負担等	協議	
	不可抗力リスク※3 (公募対象公園施設及び利便増進施設)	自然災害等（地震・台風等）による業務の変更、中止、延期、臨時休業	協議	
	セキュリティリスク	警備不備等による損失		○
契約終了	施設性能リスク	事業期間終了時における要求性能の保持		○
	移管手続き	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等に伴う評価損益の発生による費用の増減		○

- ※ 1 不可抗力リスク：自然災害、特に、河川災害に関するリスクは本町が負担する。
- ※ 2 交通影響リスク：本町が認めたイベント（主催、共催、後援等）において、事前に交通対策を協議・了承し、かつ、正確に運営実施された事項については本町が負担する。それ以外については事業者の負担とする。
- ※ 3 自然災害等に起因して本町が業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、本町は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償はしない。
- ※ 本リスク分担は、本施設の設計・建設、維持管理運営について提示しており、公募設置管理制度（P-PFI制度）は、要求水準書に提示している。